

基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、消費者、生産者、事業者及び行政のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

目指す姿（10年後）

施策領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

施策領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。

基本的な視点

科学的根拠に基づく取組の推進	食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組めます。
情報の提供による透明性と信頼性の確保	食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。
自主的な取組の推進	食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

行政、生産者・事業者及び消費者の役割

行政、生産者・事業者及び消費者が主体的に役割を果たしながら、互いに協働して、食品の安全・安心を確保します。

行政

生産から消費に至る各段階における危機要因に応じた施策を総合的に推進します。

生産者  
事業者

自らが食品の安全・安心の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、安全な食品の生産・製造に努めます。

消費者

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と、生産者、事業者、行政などへの働きかけをします。

推進プランは、基本方針で掲げる目指す姿（10年後）を実現するために、施策領域ごとに取組の柱「衛生管理」「危機管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」を設けて、各取組の柱ごとに、目指す姿（5年後）と具体的な数値目標を掲げています。また、この目標を達成するために、取組の方向、基本施策及び具体的な取組を策定し、実効性のあるものとなっております。

施策領域	取組の柱	目指す姿（5年後） ※R8.3	数値目標	取組の方向	基本施策	主な取組
安全な食品の提供	衛生管理	生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し、食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており、県内における大規模な集団食中毒の発生が抑えられています。	▶有症者50人以上の集団食中毒発生件数（過去5年平均） （現状）2.6件 （目標）2.0件以下	生産段階での安全確保	安全な農産物の生産	(行政)農産物の生産・流通システムの工程管理の推進 (生産者)農産物の安全性の確保
			▶講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合 （現状）— （目標）70%以上	製造・加工・流通段階での安全確保	安全な畜産物の生産	(行政)安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等 (生産者)家畜伝染病の発生予防
				自主衛生管理の推進	安全な水産物の生産	(行政)水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策 (生産者)安全で高品質なかきの提供
	危機管理	生産者・事業者が自社製品において違反又は健康被害の可能性のある旨を探知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に製品の回収に着手できるようになってきています。	▶回収着手報告書提出までの所要日数 （現状）— （目標）1日以内	危機管理事業の早期収束	危機管理体制の整備	(行政)危機管理マニュアル作成等の支援 (生産者)GAPの実践 (事業者)お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築 (消費者)緊急時の連絡先の作成
				危機管理対応の徹底	食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	(行政)食品衛生申請等システムによる回収報告の推進 (生産者)迅速な自主回収への着手 (事業者)迅速な自主回収への着手 (消費者)異常時の対応
				食品表示の正確な情報伝達	適正な食品表示の推進	(行政)食品表示制度の周知 (生産者)生産履歴記帳の推進 (事業者)食品表示の自主点検の強化
安心感の醸成	事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。	▶表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均） （現状）18件 （目標）8件以下	食品表示の信頼性の確保	食品表示に対する監視指導の充実	(行政)食品表示適正化推進月間の実施	
			食品表示の活用	食品表示活用の啓発	(行政)消費者への食品表示制度の広報 (事業者)消費者への相談対応 (消費者)店頭での表示確認	
			リスクコミュニケーションの推進	食品の安全性に関する情報発信の充実	(行政)電子媒体等による情報提供の実施 (生産者)産地からの情報発信の充実 (事業者)消費者への情報提供の充実 (消費者)積極的な情報収集の推進	
			▶食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合 （現状）— （目標）10%以下	生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進	(行政)食品のリスクに対する総合的な理解の推進 (生産者)食品のリスクに対する総合的な理解 (事業者)食品のリスクに対する総合的な理解 (消費者)食品のリスクに対する総合的な理解	
				消費者への正しい知識の普及	(行政)食品衛生に関する知識の普及啓発の強化 (消費者)食品衛生に関する知識の習得	

## 数値目標及び活動指標一覧

数値目標及び活動指標一覧		
衛生管理	<b>有症者50人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)</b>	(R1) 2.6件 ⇒ (R7) 2.0件以下
	<b>講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合</b>	(R1) — ⇒ (R7) 70 %以上
	《生産者》GAP認証経営体数 (累計)	(R1) 46 経営体 ⇒ (R7) 156 経営体
	《行政》農薬危害防止講習会の開催数	5回/年
	《行政》死亡牛のBSE検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
	《行政》牛飼育農家の立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100 % (各年度の計画農場数以上) ・定点モニタリング (継続) 9 農場 ・強化モニタリング (年1回) 国指針に基づく農場数
	《行政》医薬品販売業立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》医薬品使用実態調査・指導 (牛, 豚, 鶏) 実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数
	《生産者》貝毒安全対策 (貝毒検査検体数)	86 検体/年
	《行政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
	《行政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年
	《行政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
	《行政》貝毒行政検査検体数	216 検体/年
	《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	2件/年
	《行政》HACCP講習会の開催数	10 回/年
	《行政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	100 回/年
	《行政》食品衛生監視指導実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品の試験検査検体数	6,600 検体/年
	《行政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
	《行政》BSE検査頭数	24か月齢以上かつ生体検査時に神経症状等を示す牛全頭
	《行政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
	《行政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年
《行政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1回/年	
《行政》輸入食品の試験検査検体数	450 検体/年	
危機管理	<b>回収着手報告書提出までの所要日数</b> ※ 喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ, Ⅱ, Ⅲに分類されており, クラスⅠ及びⅡを対象とする。また, 事業者が探知してから行政に提出するまでの所要時間とする。	(R1) — ⇒ (R7) 1日以内
	《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49 % ⇒ (R7) 70 %以上
	《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95 % ⇒ (R7) 98 %以上
食品表示	《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80 %以上
	<b>表示違反(不良)による回収件数 (過去3年平均)</b>	(R1) 18件 ⇒ (R7) 8件以下
	《行政》食品表示講習会の開催数	10 回/年
	《行政》適正表示推進者の育成数	50 人/年
	《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年
	《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000 件/年	
リスクミ	<b>食品に関する苦情のうち, 事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合</b>	(R1) 21% ⇒ (R7) 10 %以下
	《行政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	50 回/年
	《行政》飲食店等の「新型コロナウイルス感染症対策組宣言店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 10,561 件 ⇒ (R7) 15,000 件
	《行政》飲食店等の「広島積極ガード店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 6,221 件 ⇒ (R7) 10,000 件
	《事業者》意見交換会の開催数	20 回/年
	《行政》食品安全推進協議会の開催数	2回/年
	《行政》パブリックコメントの実施回数	4回/年
	《行政》消費者を対象とした講習会等の開催数	20 回/年
《行政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	40 回/年	

は計画の数値目標, 他は活動指標